

京都市告示第205号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成22年9月1日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
山科大塚経53号線	山科区大塚元屋敷町20番地の6地先から 同町13番地の9地先まで	旧	メートル 12.00	メートル 6.00
		新	12.00	5.98 ~ 10.30
山科大塚緯11号線	山科区大塚北溝町21番地の1地先から 同町116番地の1地先まで	旧	7.90	6.65
		新	7.90	6.63 ~ 6.66
山科小山緯17号線	山科区小山北溝町27番地の1地先から 同町51番地の6地先まで	旧	51.60	0.55 ~ 0.90
		新	51.60	0.91 ~ 2.47

(建設局土木管理部道路明示課)